

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2019年9月18日

経済産業大臣 菅原 一秀 殿

東京都港区新橋 2-6-2 新橋アイマークビル 7階
株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム
代表取締役社長 山口 重樹

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

当社は、IT書面一括法やe-文書法などの規制緩和により、紙から電子への移行を促進するため、あらゆる企業間で取交される契約文書に対して、関連法令の遵守、十分なセキュリティの確保、並びに内部統制の推進と言った観点から、契約業務の透明化を実現する電子契約サービス（CESTRUSTサービス）を提供しており、約2,500社を超える企業間で活用頂いている。このたび、より多くの企業に活用いただけるよう、操作性向上、利用開始手続きの効率化、利用料金の低減などを実現した新たな電子契約サービスとしてCESTRUST-Lightサービスの提供を開始した。2020年1月からは、建設業界へのサービス提供を予定している。これまで電子契約を行っていなかった企業に活用いただくことで、企業活動のペーパーレス化及び業務効率化を促進するとともに、当社収益力の向上を目指したいと考えている。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

従来のサービス（CESTRUSTサービス）と異なり、電子証明書取得に掛る手続きを効率化するとともに、直感的な操作を可能とするUIを提供することで、利用者のITリテラシに依存することなく、誰でも手軽に利用できるサービスを実現している。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者 : 当社

電子証明書発行事業者 :

電子証明書を発行する機関（認証局）を運用する事業者であり、認証局の運用基準である「WebTrust for CA」※1又は「ETSI監査」※2又は「JCANトラステッド・サービス登録」※3に基づく審査を受け、合格している事業者のこと。（CECTRUST-Lightサービスでは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が担う。）

※1 WebTrust for CA : 米国公認会計士協会とカナダ勲許会計士協会によって共同開発された認証局の監査プログラムのこと。

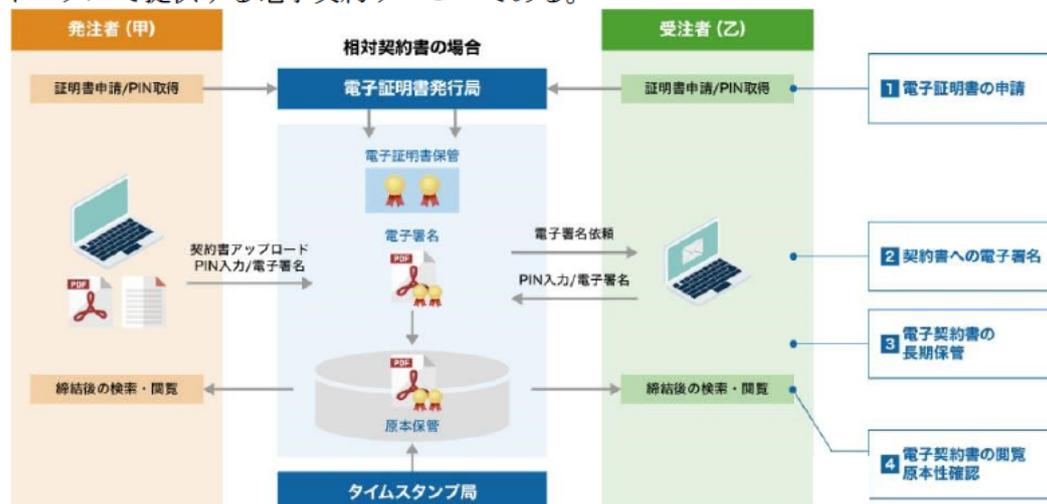
※2 ETSI監査 : 欧州電気通信標準化機構が定めた認証局の運用基準に係る監査のこと。（ETSI EN 319 411-1、ETSI EN 319 401等）

※3 JCANトラステッド・サービス登録 : プライバシーマークの制度の運営し、電子署名及び認証業務に関する法律に係る指定調査機関でもある一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が実施している認証局を含むトラストサービスの信頼性を担保する審査のこと。

(2) 事業の概要

<CECTRUST-Lightサービスの概要>

CECTRUST-Lightサービスは、電子証明書の発行と保管、電子署名、文書原本保管機能をトータルで提供する電子契約サービスである。



- ① サービス利用者（発注者、受注者）が電子証明書を取得する。
- ② 発注者がクラウド上のサーバに契約書をアップロードし、電子署名/タイムスタンプ付与を行う。その後、受注者が契約書に電子署名/タイムスタンプ付与を行うことで、電子契約が成立する。
- ③ 成立した契約書はサーバ上で長期保管を行う。
- ④ サービス利用者は、長期保管された契約書について、閲覧および原本性確認を行う。

＜事業の流れ＞



- ① サービス利用者が当社へ利用申込書を提出する。
- ② 申込内容を確認し、当社が認証局（JIPDEC）へ電子証明書の発行依頼を行う。
- ③ 認証局（JIPDEC）が電子証明書（JCAN証明書）を発行する。
- ④ 当社が、利用者IDを発行し、電子証明書（JCAN証明書）とともに、サービス利用者へ通知する。
- ⑤ サービス利用者は、発行された利用者ID及び電子証明書（JCAN証明書）を用いてCECTRUST-Lightサービスを利用する。
- ⑥ サービス利用件数に応じて、当社がサービス利用者へ課金・請求を行う。

（3）新規事業活動を実施する場所

CECTRUST-Lightサービスはクラウドサービスにて提供中。営業・企画・開発は、当社オフィス及び都内開発拠点にて実施している。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

- 2019年4月 : サービス開始
- 2020年1月 : 建設業界向けにサービス提供予定

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

建設業法施行規則第13条の2第2項

- 2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
 - 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること

5. 具体的な確認事項

本照会書2.（2）記載の当社の新事業活動で提供するCECTRUST-Lightサービスが、建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する技術的基準の要件を満たしているか確認したい。

<当社の考え>

「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」には、見読性の確保及び原本性の確保について述べられている。CECTRUST-Lightサービスは下記の対応により、建設業法施行規則第13条の2第2項に規定される技術的基準の要件を満たしていると考えている。

(1) 見読性の確保について

CECTRUST-Lightサービスに文書原本保管機能を有しており、インターネットに接続できるパソコンからWebブラウザ経由でCECTRUST-Lightサービスにアクセスすることで、建設工事請負契約書をPDFファイルとして閲覧、印刷、ダウンロードすることが可能である。

(2) 原本性の確保について

CECTRUST-Lightサービスに電子署名及びタイムスタンプを付す機能を有しているので原本性を証明することができる。電子署名に利用する電子証明書は、「WebTrust for CA」又は「ETSI監査」又は「JCANトラステッド・サービス登録」の審査を受け、合格した認証局から発行される信頼された電子証明書を利用する。電子証明書は発注者（甲）、受注者（乙）に発行され、甲乙それぞれが電子署名を付す仕組みである。

6. その他

特になし